

## 平成24年度 エネルギー関連予算について

□主な施策(平成24年度当初予算)(※体系や施策は戦略プランにおいてさらに検討)

再生可能エネルギーの戦略的な振興		<b>⑩ 再生可能エネルギー振興戦略検討事業</b> 再生可能エネルギーの導入や関連産業の振興を図るため、再生可能エネルギー振興戦略プラン(仮称)の策定に向けた検討を行う。	地域エネルギー振興室 【8,134千円】
		<b>⑩ 地域エネルギーに関する研究事業</b> 県内でのエネルギー安定供給に向け、再生可能エネルギーを除く、天然ガス火力発電や大規模水力発電等の県内立地の可能性とともに、様々なエネルギーの既存系統への接続の在り方を調査・研究す	企画調整課 【2,889千円】
再生可能エネルギーの導入推進	事業所における導入	<b>⑩ 民間事業者節電・省エネ推進事業</b> 中小企業等に対して、省エネ診断の支援や省エネ設備整備への補助を行うことにより、節電・省エネ行動を支援する。	地域エネルギー振興室 【34,700千円】
		<b>中小企業振興資金貸付金</b> (※政策推進資金省エネ・再生可能エネルギー枠) 省エネや再生可能エネルギーの導入等に取り組む中小企業等が行う設備投資に対して、必要な資金を貸し付ける。	商工政策課 【220,000千円】
	家庭における導入	<b>⑩ 個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進事業</b> 個人用既築住宅への太陽光発電設置に対して支援する。	温暖化対策課 【100,600千円】
		<b>⑩ 公共的施設等再生可能エネルギー導入推進事業</b> 県内の事業者・団体が防災拠点となる県内の施設に太陽光等の再生可能エネルギーシステムを設置する事業に対して支援する。	温暖化対策課 【22,500千円】
	地域における導入	<b>⑩ 農村資源の活用による「近いエネルギー」実証調査事業</b> 農村地域に存在する未利用の再生可能エネルギーを活用することにより、農村地域でのスマートビレッジを構築し、農村の活性化を図る仕組みを検討する。	耕地課 【5,900千円】
		<b>⑩ 農村地域再生可能エネルギー活用可能地点調査事業</b> 農村地域に存在する未利用の再生可能エネルギーを活用し、農村地域でのスマートビレッジを構築するための具体的な施設設置可能地点情報などを収集し、データベースを作成する。	耕地課 【11,834千円】
エネルギー関連産業の振興・研究開発		<b>⑩ 電池産業支援拠点形成事業</b> 県内企業が電池産業での開発競争に打ち勝ち、県経済の牽引を担う集積産業として存続するため、電池産業に特化した評価体制の整備等を行う。	新産業振興課 【29,069千円】
		<b>⑩ 新技術創出イノベーション活性化推進事業</b> 大学シーズの発掘および企業の開発ニーズの収集を行い、産学官の連携によるプロジェクトの構築に取り組むことで、外部競争的資金を活用した研究開発を推進し、新技術の創出による県内産業の振興を図る。	新産業振興課 【5,400千円】
		<b>⑩ 低炭素化技術開発・実証化補助事業</b> エコ・エコノミープロジェクト参加事業者の低炭素化技術の開発を促進するため、県内の対象中小企業者等が行う新製品、新技術の開発や実証化試験に必要な経費の一部を補助する。	新産業振興課 【25,000千円】
		<b>⑩ 環境エネルギー部材企業連携支援事業</b> 環境・エネルギー分野における企業グループの構築の取組を支援し、県内中小企業の当該分野への参入を促進する。	新産業振興課 【8,600千円】

# 平成24年度 滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金の概要

平成24年5月

## 1. 趣旨

中小企業者等における計画的な省エネ行動を支援するため、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づき提出された事業者行動計画に沿って、温室効果ガスの排出抑制等に資する設備の整備を行う場合、これに要する経費の一部を補助します。

## 2. 補助対象者（要件のいずれにも該当する事業者）

- (1) 中小企業者等（医療法人、社会福祉法人等も想定。みなし大企業を除く）
- (2) 県税に滞納がない者、事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している者
- (3) 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例における事業者行動計画の任意提出者であって、提出を行った者
- (4) 過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金の交付を受けていない者など

## 3. 補助対象事業

温室効果ガスの排出抑制等に資する設備を整備する事業

（例）節電・省エネにつながる照明器具や空調機設備、給湯器への更新 など

### 【要件】

- (1) エネルギー管理士等の有資格者または省エネ診断の実績のある会社の参画を得て、省エネ診断を受け、設備改修等の指導・助言を受けたもの
- (2) 設備導入により導入前と比較して10%以上のCO<sub>2</sub>削減が見込まれること
- (3) 事業者行動計画に定める取組内容に補助対象事業が盛り込まれていること
- (4) 施工は県内に本社または支店等の事業所を有する事業者が発注すること

### 【備考】

原則として、平成24年6月下旬以降の工事着工（発注）予定を対象とします。

## 4. 補助対象経費

本工事費、付帯工事費、機械器具費

## 5. 補助金の額等

1/3以内。ただし、1件あたり200万円を限度（予算額：30,000千円）

原則として、以下の事業を優先的に採択

- (1) 費用効率性の良い事業
- (2) 他の事業者の参考となるような新規性や独自性、創意工夫のある事業

## 6. 募集期間

平成24年5月16日(水)～平成24年6月12日(火)17時まで（必着）

## 7. その他

補助事業内容や効果等の公表を予定しております。

# 省エネ診断支援事業

H24年度 4,100千円

## 趣旨

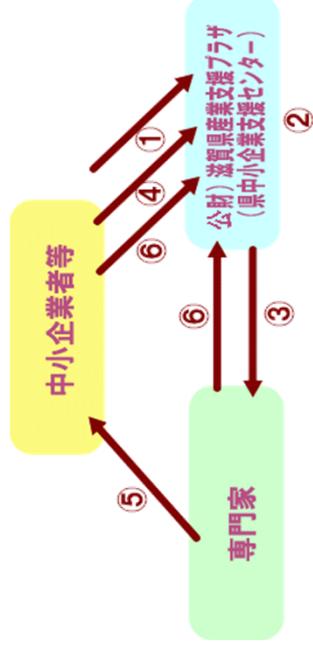
中小企業等における設備改修を含めた計画的な節電、省エネ行動を支援することで、中小企業の振興と経営の安定、低炭素社会づくりの取り組みに寄与する。

## 概要

県は、(公財)滋賀県産業支援プラザが行う専門家派遣事業のうち省エネ診断部門の強化に伴う経費に対して補助金を交付する。産業支援プラザは、専門家派遣による省エネ診断の実施を行う。

## 専門家派遣事業（省エネ診断部門）

■ 専門家派遣の申し込みから実施までのイメージ図



- ① 診断の申し込み
- ② 専門家の決定
- ③ 診断の依頼
- ④ 負担金の納付
- ⑤ 診断の実施
- ⑥ 報告・受診報告書の提出

■ 省エネ診断報告書（成果物）

事業所の概要  
診断の概要  
最近1年間のエネルギー使用状況  
省エネルギー診断結果の概要  
運用にて実施可能な提案  
自己投資にて実施可能な提案  
リニューアル時に実施可能な提案



- ◆ 調査後、3年間のフォローを行い、診断企業のエネルギー使用量 推移集計データを県に提供。
- ◆ 報告書を基に「事業者行動計画書」の作成が容易になる。

省エネ・再生可能エネルギー設備を導入する中小企業の皆さんを応援します！

## 滋賀県制度融資のご案内

# 政策推進資金（省エネ・再生可能エネルギー枠）

電力不足に対応して節電に取り組む県内中小企業の皆さんを応援するため、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入にかかる設備資金にご利用いただける融資制度を設けています。ぜひご活用ください。

（平成24年度創設）

資金使途 （※1）	省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入等を図るために中小企業者等が必要とする設備資金
融資対象者 （※2）	滋賀県内に事業所があり、6カ月以上継続して事業を営んでいる中小事業者で、次の省エネルギー設備または再生可能エネルギー設備を導入しようとする者 ①省エネルギー設備 ア 熱源設備・熱搬送設備（高効率ボイラー、ヒートポンプなど） イ 空調設備・換気設備（高効率空調、外気冷房システムなど） ウ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備（高効率給湯器など） エ 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備（コージェネレーション設備、燃料電池など） オ 照明設備（Hf型蛍光灯、LEDなど） カ 昇降機設備（インバータ制御システムなど） キ 建物（高断熱ガラス、建物の断熱強化など） ク BEMS（ビルエネルギー管理システム） ②再生可能エネルギー設備 （例）太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電設備など
融資限度額 （※3）	1,000万円
融資利率 （※4）	年1.20%
信用保証料 （※5）	必要に応じて保証協会の保証つき 年0%~1.40%（一般保証より一律0.5%引き下げ）
融資期間 （※6）	10年以内（据置2年以内）
担保・保証	金融機関所定
受付機関	各商工会議所・各商工会・中小企業団体中央会
取扱金融機関	滋賀銀行、関西アーバン銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合

※1 融資対象となる設備について、借入申込時に所用資金の30%以上の支払いがされていないこと。

※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※3 同一年度内の利用は、1回限りとします。

※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。

※5 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成されている場合は、0.1%の割引、有担保の場合は0.1%の割引があります。

平成24年4月1日現在

## 資料提供

発表日：平成24年（2012年）5月14日

部局名：琵琶湖環境部  
所属名：温暖化対策課  
担当者名：中村、廣部、武村  
内線：3494  
電話：077-528-3494  
E-mail：ondan@pref.shiga.lg.jp

\*\*\*\*\*

## 滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム 設置推進補助金の申請受付を開始します

個人用既築住宅において住宅用太陽光発電システムの設置とあわせて一定額以上の省エネ製品を購入された取組に対する補助制度を平成24年5月14日（月）から開始します。  
この補助制度により、滋賀県において温室効果ガスの排出量増加が懸念されている家庭部門において、地球温暖化対策の推進を図ります。

### 1 趣旨

二酸化炭素の排出が少ない住宅の普及により、滋賀県の地球温暖化対策の推進を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置とあわせて一定額以上の省エネ製品を購入した方を対象にした補助制度を実施します。

### 2 事業概要

#### (1) 内容

個人用既築住宅において住宅用太陽光発電システムの設置とあわせて省エネ製品の5万円以上の購入を実施する事業に対する助成

#### (2) 申請期間

平成24年5月14日（月）～平成25年3月7日（木）

#### (3) 補助金額

太陽電池モジュールの最大出力1kWあたり3万円（上限10万円）

#### (4) 補助の実施規模

約1,000件（予算額1億円の範囲内）

#### (5) 補助の要件

別表を参照

#### (6) 申請先・お問い合わせ先

滋賀県 琵琶湖環境部 温暖化対策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1

TEL 077-528-3494

(別表)

<b>太陽光発電システム</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）の住宅用太陽光発電導入支援補助金の対象となる要件全てに適合すること。</li><li>・設置の施工者が滋賀県内事業者であること。</li></ul>
<b>省エネ製品</b>
以下のうち、別に定める要件を満たすもので、かつ滋賀県内販売店で購入したもの。 <ul style="list-style-type: none"><li>・CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）</li><li>・潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）</li><li>・潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）</li><li>・家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム（エコウィル）</li><li>・家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）</li><li>・ハイブリッド給湯器</li><li>・窓ガラス、内窓または外窓</li><li>・外壁、屋根・天井または床の断熱材</li><li>・LED照明器具</li><li>・エアコン</li></ul>
<b>補助対象事業者の要件</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象事業を実施しようとする建物が滋賀県内に所在し、現に住居として自ら居住している者。</li><li>・J-PECの住宅用太陽光発電導入支援補助金の補助金申込受理決定通知を受けている者。</li><li>・太陽光発電システムの設置と省エネ製品の購入を申請期間内に行う者。</li><li>・滋賀県の県税に未納が無い者。</li></ul>

